

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	児童手当等の支給に係る児童福祉総合システムの改修等について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭課）

事業の概要

事業名	児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭の医療費助成
担当課	子ども家庭課
目的	児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭の医療費助成（以下「児童手当等」という。）の支給に係る配偶者情報等の管理をシステム化することにより、よりいっそう適正・確実な処理が可能となり、区民サービスの向上、事務の効率化が図られる。
対象者	児童手当等の受給者等の配偶者
事業内容	<p>現在、区では、児童手当等の支給にあたっては、児童福祉総合システムを活用し、受給者情報を管理している。</p> <p>児童手当等の制度については、所得に応じて支給額が異なるため受給者等の所得を確認する必要がある。</p> <p>所得の確認にあたっては、ホスト連携 DB サーバから児童福祉総合システムへ連携取込みを行った上で、審査を行っている（平成2年度第4回本審議会承認事項）。</p> <p>また、受給者等に控除対象配偶者がいる場合は、所得制限額が加算され、更にその配偶者が70歳以上の場合は追加加算されることとなっている。そのため、審査時に控除対象配偶者の年齢を確認する必要がある。</p> <p>令和元年5月支給分までは、連携税務 DB において、控除対象配偶者の年齢が70歳未満の場合は「一般」、70歳以上の場合は「老人」と区分されており、受給者等の所得情報を児童福祉総合システムへ連携取込みした際に、年齢を判別することが可能であった。</p> <p>しかし「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年1月1日施行）」により、令和元年6月から控除対象配偶者において、受給者等の所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなったため、連携税務 DB においても、「一般」及び「老人」に区分しないこととなり、配偶者の年齢を判別することができなくなった。</p> <p>児童手当等では、従来どおり控除対象配偶者の年齢によって所得制限額が異なるため、配偶者の年齢を把握する必要がある。このように児童手当等と所得税では配偶者控除についての対応が異なることとなった。それを受けて現在は、ホスト端末で配偶者の年齢を目視で確認し、70歳以上の場合は、手作業で老人扶養親族数としてシステムに入力しているが、時間がかかり、確認漏れのおそれもある。そのため事務の効率化及び正確性の向上を図ることを目的として、以下のシステム改修を行う。</p> <p>1 1,000万円を超える所得の受給者等における、同一生計配偶者の抽出・年齢判別及び自動計上機能の追加</p> <p>現在は、所得が1,000万円を超える受給者等の同一生計配偶者について、ホスト端末で年齢を目視で確認し、70歳以上の場合は、手作業で老人扶養親族数としてシステムに入力している。</p> <p>改修後は、審査時における目視による確認や手作業による入力をなくし、事務の効率化・正確性の向上を図るため、受給者等の所得を連携する際に、同一生計配偶者の年齢確認・老人扶養親族数のシステムへの反映を自動化させる。（確認作業が必要な対象者 約2,000件）</p>

- 1-① 同一生計配偶者住民番号の項目追加 (ホストコンピュータからホスト連携 DB サーバへの情報連携プログラムの改修)
- 1-② 同一生計配偶者住民番号の取得機能を追加
- 1-③ 取得した同一生計配偶者の住民番号をもとに連携住民 DB から配偶者の生年月日を参照し、70 歳以上か判別する機能を追加
- 1-④ 自動計上機能の追加

2 児童手当における受給者の配偶者の所得等情報の取込み機能の追加

児童手当は所得によって支給額が変わるため、父母の所得を確認する必要がある。現在は、児童手当受給者の配偶者の所得等情報は、ホスト端末からしか得られないため、現況届審査時には、ホスト端末と児童福祉総合システムの端末の両方を使わなければ、審査処理を行うことができない。

改修後は、児童手当受給者の配偶者情報 (氏名・生年月日・世帯番号・住民番号・所得額、相当年度、扶養人数、扶養控除、本人控除、所得控除額) をホスト連携 DB サーバから取込む機能を追加することで、児童福祉総合システム端末のみの処理が可能となり、事務の効率化及び正確性の向上が図られる。(確認作業が必要な対象者 約 11,500 件)

- 2-① 配偶者情報 (氏名、生年月日、世帯番号、住民番号) の取込み機能の追加
- 2-② 配偶者情報 (所得額、相当年度、扶養人数、扶養控除、本人控除、所得控除額) の取込み機能の追加

※個人情報の流れは、資料 4 7-1 及び資料 4 7-2 参照

件名 児童手当等の支給に係る児童福祉総合システムの改修について

保有課 (担当課)	子ども家庭課
登録業務の名称	児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・ひとり親家庭の医療費助成
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 児童手当等の受給者等の配偶者 2 記録項目 児童手当等の受給者等の配偶者氏名、生年月日、世帯番号、住民番号、所得情報 (所得額、相当年度、扶養人数、扶養控除、本人控除、所得控除額) (※世帯番号、住民番号、所得情報については、児童手当のみ) 3 記録するコンピュータ 児童福祉総合システム内の児童手当システム、児童育成手当システム、児童扶養手当システム、ひとり親家庭の医療費助成システム (情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバ)
新規開発・追加・変更の理由	「所得税法等の一部を改正する法律 (平成 30 年 1 月 1 日施行)」により、令和元年 6 月から控除対象配偶者において、受給者等の所得が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなり、連携税務 DB において、配偶者の年齢を判別できなくなった。それを受けて現在は、ホスト端末で配偶者の年齢を目視で確認し、手作業で老人扶養親族数として児童福祉総合システム内の各システムに入力しているが、時間がかかり、確認漏れのおそれもある。そのため事務の効率化及び正確性の向上を図ることを目的として、システム改修を行う。また、併せて児童手当については、事務の効率化及び正確性の向上のため児童福祉総合システム内で受給者の配偶者所得等情報を管理できるようにする。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1-② 同一生計配偶者住民番号の取得機能を追加 1-③ 取得した同一生計配偶者の住民番号をもとに連携住民 DB から配偶者の生年月日を参照し、70 歳以上か判別する機能を追加 1-④ 自動計上機能の追加 2-① 配偶者情報 (氏名、生年月日、世帯番号、住民番号) の取込み機能の追加 2-② 配偶者情報 (所得額、相当年度、扶養人数、扶養控除、本人控除、所得控除額) の取込み機能の追加 <p>※上記の番号は、3 頁に記載された改修内容の番号と連動している。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」 (別紙) を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムの AP サーバに適用させ、データの持ち出しは行わせない。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わせない。 3 委託先が当該システム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施する。

	<p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
<p>新規開発・追加・ 変更の時期</p>	<p>令和2年4月 改修プログラム作成 令和2年6月 テスト 令和2年7月 本稼働</p>

件名 児童手当等の支給に係るホストコンピュータシステムの改修について

保有課 (担当課)	子ども家庭課
登録業務の名称	児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・ひとり親家庭の医療費助成
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 児童手当等の受給者等の配偶者 2 記録項目 同一生計配偶者の住民番号 3 記録するコンピュータ ホスト連携DB サーバ
新規開発・追加・変更の理由	「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年1月1日施行)」により、令和元年6月から控除対象配偶者において、受給者等の所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなり、連携税務DBにおいて、配偶者の年齢を判別できなくなった。それを受けて現在は、ホスト端末で配偶者の年齢を目視で確認し、手作業で老人扶養親族数として児童福祉総合システム内の各システムに入力しているが、時間がかかり、確認漏れのおそれもある。そのため事務の効率化及び正確性の向上を図ることを目的として、システム改修を行う。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1-① 同一生計配偶者住民番号の項目追加(ホストコンピュータからホスト連携DBサーバへの情報連携プログラムの改修) ※上記の番号は、3頁に記載された改修内容の番号と連動している。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	令和2年2月 開発 令和2年5月 テスト 令和2年5月 本稼働

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、(第14条第1項)・・・報告事項

件名 児童手当等の児童福祉総合システム改修業務等の委託について

保有課(担当課)	子ども家庭課
登録業務の名称	児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・ひとり親家庭の医療費助成
委託先	株式会社電算 (ISMS 認証取得済)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	児童手当等の受給者等の配偶者氏名、生年月日、世帯番号、住民番号、所得情報(所得額、相当年度、扶養人数、扶養控除、本人控除、所得控除額) (※世帯番号、住民番号、所得情報については、児童手当のみ) ※システム改修業務は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムのAPサーバに適用するため、個人情報を取り扱わせない。保守業務において、上記情報項目を取り扱う可能性がある。
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(児童福祉総合システム内の児童手当システム、児童育成手当システム、児童扶養手当システム、ひとり親家庭の医療費助成システム) (情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバ)
委託理由	上記委託先は、本システムの開発業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	1 システム改修業務 (1) 1,000万円を超える所得の受給者等における、同一生計配偶者の抽出・年齢判別及び自動計上機能の追加 (2) 児童手当における受給者の配偶者所得等情報の取込み機能の追加 2 保守業務 (1) ハード、ソフトの保守・障害復旧 (2) 運用支援、問い合わせ対応、法・制度改正対応等
委託の開始時期及び期限	1 システム改修業務 令和2年4～6月 2 保守業務 令和2年7月(本稼働後)から令和3年3月31日まで(次年度以降も、同様の保守業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムのAPサーバに適用させ、データの持ち出しは行わせない。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わせない。 【システム上の対策】 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。

	<p>2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。</p> <p>3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。</p> <p>4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。</p> <p>5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</p> <p>2 システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムのAPサーバに適用させ、データの持ち出しは行わせない。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わせない。</p> <p>3 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。</p> <p>2 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。</p> <p>3 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。